

昭和52年 9月16日

第 751 号

# う え だ

## 広 報

昭和27年12月22日第3種郵便物認可・毎月1日・16日発行・定価1部3円

発行 上田 市  
編集 秘書 課  
電話 上田②4100  
印刷 田辺 印刷



### 遊びの中から強い心と体を

四季の移り変わりを伝えてくれる菅平、烏帽子岳を遠くに望み、生活の息吹を感じさせる梅が丘団地が隣接している梅が丘保育園は、昭和46年、園児数 100名 で発足しました。

年々入園希望者が増加して、52年度は園児数 165名 となり、現在、保育室を増築中です。

園児たちは、砂、土、水などに親しみ、おもいきり遊ぶことにより、交友関係を深めながら、強い心と体を養っています。(梅が丘保育園長)

### 主な内容

- 塩田平の水不足を解消 } ……2ページ
- 塩田平かんがい排水事業約20億円かけて53年度に着工 }
- 進む農業の近代化糧(もみ)乾燥のライスセンター近く完成…3ページ
- 壮年のように生き生きと
- 「老人のための明るいまち」づくり進む…4ページ
- 選挙特集…5・6・7・8ページ
- 秋の交通安全運動 9月21日～30日…9ページ
- 公園、街路をみんなで美しく10月都市緑化月間…10ページ
- 必ず受けよう犬の登録と予防注射…11ページ
- クマ公二頭を捕獲…12ページ

### 市長相談日

「市民と市長の日」を10月1日(土)午前9時から同12時まで市役所3階市長室で行います。お気軽におかけください。

### 農地問題相談日

農地の取得、転用など農地にかかわる問題で悩んでいる皆さんのために10月1日(土)午前8時30分から同12時まで市役所2階農業委員会事務局で「農地問題相談」を行います。お気軽におかけください。

# 塩田平の水不足を解消



### 塩田平かんがい排水事業

かんがい排水により生産向上が期待される塩田平

## 約20億円かけて

## 53年度着工

常習干ばつ地域である塩田平は昔から水の確保のため池を建設するなど努力しながらも、水不足に悩まされ、用水補給の必要性が求められていましたが現在まで実現されませんでした。

最近、国、県の協力を得、千曲川の水を利用する「県営塩田平かんがい排水事業計画」調査地区に決まり、五十二年度までに調査を完了、五十三年度から五か年計画で約二十億円を費して建設することになりました。

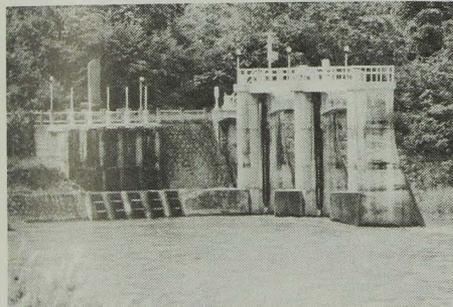
この事業が完成すると塩田平の

水田八百ヘクタール、畑地三百ヘクタールの計一千百ヘクタールがかんがいされ、干ばつによる被害は一挙に解決されます。

このかんがい排水事業は、千曲川から取水している六か村用水を利用して、塩田平の配水池へポンプで水を揚げ、田畑へ配水します

### 六か村用水路を まず改修

このため、老朽化による水漏れと家庭雑排水などで汚染の目だつ六か村用水、七千二百戸（小牧か



かんがい排水事業の利用が決まった六か村用水の水取口



散水試験が行われているブドウ畑

ら神畑間）を改修します。

この改修は、農業用水と六か村用水路上段の住宅開発などで、排水量の増えている家庭雑排水などを分離して二重構造とし、農業用水の汚染を防止するとともに、今まで台風、集中豪雨などで用水路からあふれ出た水により床下浸水などの被害が出ていた城下、川辺地区の災害防止も図ります。

### 地元負担六・二五％ 一億二千五百万円

このかんがい排水事業は、一部地元負担がありますが、資金計画は、総事業費二十億円のうち国が十億円（五〇％）、県が五億円（二五％）、市が三億七千五百万円（一八・七五％）を負担し、地元は一億二千五百万円（六・二五％）の負担です。しかも返済には、年利約六％と低利の長期農林漁業資金が利用できます。

また、この事業で水田の用水が確保されるばかりでなく、水不足のため単一種目しか栽培できなかった畑地では、多種目の栽培が可能となるばかりか品質も一定化できるなど、かなりの生産向上が期待できます。

### 畑地で

### 散水試験実施

現在、塩田平の富士山、西塩田

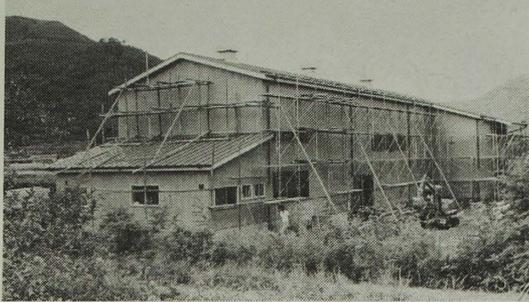
地区など六か所にモデル地区を選定し、畑作物（リンゴ、ブドウ、

桑、花きなど）の散水試験を行い散水効果の測定を実施しています。

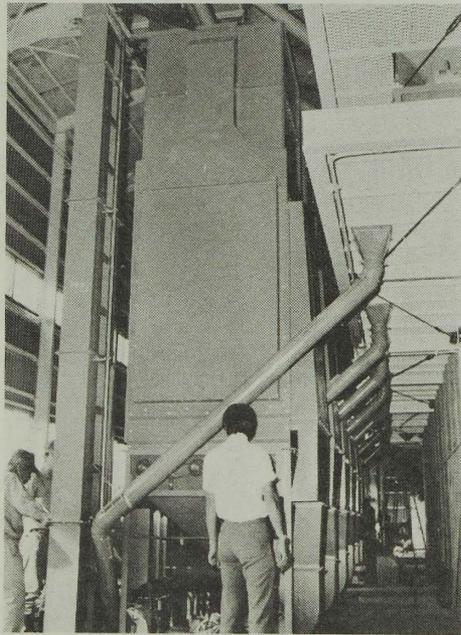
インが導入されるため、稲の集中

置きや転

は、ら  
ても  
せん。  
所  
ます。



ライスセンター全景



1日3000kgの籾を処理する乾燥機

ほ場整備が進む川西地区浦里地籍に、農業のより近代化を図る、籾(もみ)乾燥集中処理場「ライスセンター」が、総工費約六千三百万円を費して建設され、近く完成します。

浦里地域には、水田が約百五十ヘクタールありますが、ほ場整備が進み、現在、三十四ヘクタールが整備され、さらに約六十八ヘクタールのほ場整備が計画され、水田の大規模(標準一区画二十アール)が図られています。

ほ場整備された水田は、機械化が進み、稲の刈り取りにはコンバ

インが導入されるため、籾の集中処理の必要性が求められ「ライスセンター」が建設されています。ライスセンターは、鉄骨耐火構造の延面積四百三十五平方メートル(敷地二千四百平方メートル)に、全自動で三千キログラムの籾を約八時間で乾燥させる乾燥機八基を備え、一日二万四千キログラムの籾を処理します。さらに同センターでは、籾すり、袋詰め、農協倉庫への納入まで行います。

# 進む農業の近代化 籾乾燥の ライスセンター 近く完成

〈浦里地籍〉

地区など六か所にモデル地区を選定し、畑作物(リンゴ、ブドウ、桑、花きなど)の散水試験を行い、散水効果の測定を実施しています。

## グラツときたら…… 地震への備えを万全にしよう

④

### 火を使う器具設備の点検整備

火を使う器具や設備は、炊事などのために毎日使うものと、暖房用に季節的に使うものがありますが、ややもすると、毎日使うものの方が、つい習慣的になって器具や設備の点検整備を怠りがちになります。

火を使う器具や設備の周囲が整理整頓とんざらでも、器具、設備に故障などの欠陥があっては出火を防止できないので、次のように点検整備しましょう。

- ①季節的に使うものを物置などにしまう前に点検することはもとより、火を使う設備器具はその使いはじめ、および使用中の異常の有無について常に点検整備しましょう。
- ②プロパンガス容器は、移動したり倒れたりしないように鎖などでしっかり固定しましょう。

- ③石油ストーブは、11月1日から、自動消火装置や転倒防止装置の付いているものでなければ使用できなくなるのでご注意ください。
- ④火を使う器具、設備は、振動したり倒れたりしたときでも燃料が漏れたりしない構造のものを使いましょう。



## 選挙の知識

その⑩

### 投票の方法③

#### 代理投票

身体の障害や文盲のため自分で字の書けない人は、投票所で投票管理者に申し出て、かわって書いてもらうことができます。

ただし、かわりの人が投票に行くことはできません。

#### 点字投票

盲人で点字による投票をしようとする人は、投票所で投票管理者に申しでて点字投票することができます。

現在、塩田平の富士山、西塩田

# 壮年のように生き生きと

## 「老人のための明るいまち」

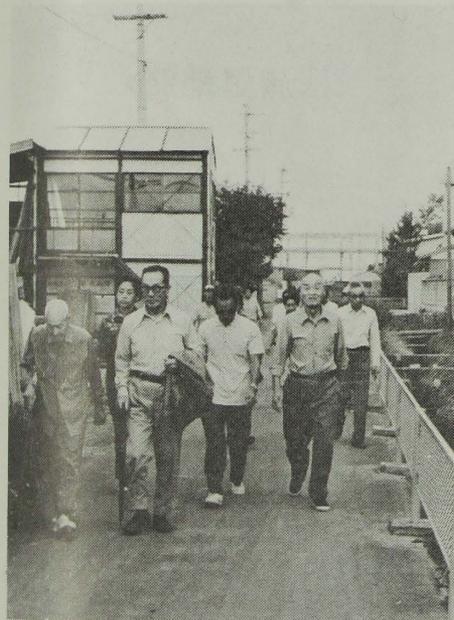
### づくり進む



五十一年度に国から指定を受け実施している「老人のための明るいまち」づくり事業は、お年寄りの間に定着するとともに、地域の皆さんの協力を得て、各地区ごとに「寿スポーツ大会」「史跡めぐり」「各種のクラブ活動」など幅広く積極的に進められています。お年寄りが楽しみながら生きがいをもとうと始められた「花づくり」は、九月十七日(土)、十八日(日)開かれる国体のリハーサル大会、全日本実業団軟式庭球大会」の会場また、来年開かれる「やまびこ国体」の会場を花で一ぱいにしよう」と大きな目標を立て、丹精こめて

▲花づくりを楽しむ中吉田老人クラブの皆さん

◀自分たちの町を散策、会員の融和を図る川辺町老人クラブの皆さん



花づくりが進められています。両大会の会場は、お年寄りの心のこもった花でいっぱいになり、参加選手、役員的心をなぐさめることでしょうか。

寿スポーツ大会は、各中学校の通学区区域ごとに開かれ「とても楽しくすごせた」「ちやうどよい運動だ」など、お年寄りに大変好評です。

花がさき、クラブ員同士の融和が図られ、他の事業もスムーズに進むと好評です。

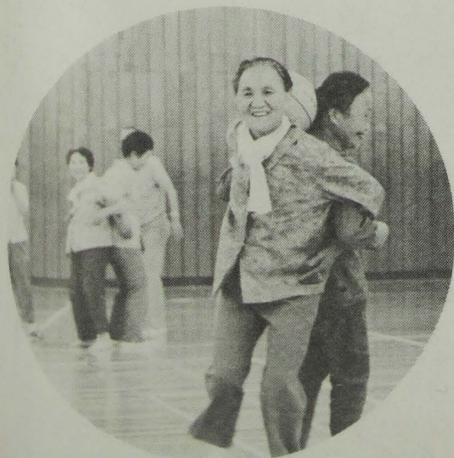
市民の皆さん、お年寄りをいた



わるとともに、おたがいに協力して明るくあたたかい住みよい上田市を築きましょう。

▲簡単な指圧を勉強(寿スポーツ大会で)

◀心をつにボール運び(寿スポーツ大会)



日 挙

投票は記号式

不正な選挙運動は



### 投票できる人

△投票日現在、満二十歳以上の人  
△転出者  
投票日まで転出した人は、名簿のついても投票できません。

### △転入者

七月十一日以前に転入し、引き続き3か月以上上田市に住んでいる人で、住民基本台帳に登録されている選挙人名簿に登録されている人は投票できます。

### △市内転居者

九月三十日までに市内転居し市役所市民課各支所へ転居届をされ、台帳に登録された人は新住所地の投票所で投票できます。  
十月一日以後転居届を出された人は、旧住所地の投票所で投票することになります。



### 学生の選挙権

修学のため寮、下宿などに住んでいる学生、生徒などの住所は原則として寮や下宿などにありますが、したがって、家族の住んでいるところから通学する人以外はすべてその寮、下宿などが所在する市町村が住所となりますので、家族などが住んでいるところには選挙権がないものとなっています。

### 入場券

入場券は全部郵送しますが、投票日近くなっても届かないときは選挙管理委員会へご連絡ください。郵便局へも照会してください。

入場券が届かない場合でも、選挙人名簿に登録されている人は、投票することができます。

入場券は世帯あてとしてありますので、それぞれ自分の分を点線から切りとって投票所へ持参してください。

### 投票できる時間

午前七時から午後六時までです。須川、畑山、長入、岩清水、野倉の各投票所は午後五時までです。投票はなるべく早目に、時間の余裕をみて投票しましょう。

### 不在者投票

投票日、やむを得ない用事で、

投票所へ行くことができない場合は、本人が直接、不在になる旨の宣誓書を提出すると、不在者投票をすることが出来ます。

期間は、告示の日から、投票日の前日までで、午前八時三十分から午後五時まで、毎日、選挙管理委員会室（市役所四階）で行っていただきますので、なるべく早目に投票をすませるようにしてください。

投票においでのとときは、入場券印鑑を必ずお持ちください。

この場合は、投票用紙に候補者名をエンピツで書いていただきます。

### 郵便による不在者投票

重度身体障害者の皆さんのうち次に該当する人は、郵便による在宅投票ができますので、該当する人は早目に手続きをしてください。

- 一、投票できる人
- (1) 身体障害者手帳の交付を受けている人で、両下肢（し）、体幹障害が一級、または二級の人。
- 心臓、じん臓、呼吸器障害が一級もしくは三級の人。
- (2) 戦傷病者手帳の交付を受けている人で、両下肢（し）、体幹障害が特別項症から第二項症までの人。
- 心臓、じん臓、呼吸器障害が

特別項症から第三項症までの人。

### 二、郵便投票証明書の交付申請

投票を希望する人は、選挙人が登録されている市町村選挙管理委員会の委員長が発行する証明書が必要ですので申請して交付を受けてください。

(この証明書は、四年間有効ですから大切に保管しておいてください)

### 三、投票の手続き

選挙の期日前四日までに、本人自身の署名により、投票用紙および投票用封筒を請求し本人自身で候補者一名の氏名を記載し、所定の封筒に入れて署名し、本人が登録されている市町村の選挙管理委員会の委員長に郵便（この場合は必ず郵便で送付しなければなりません）で送付します。この投票については早目に手続きをするようにしてください。

### 立会演説会

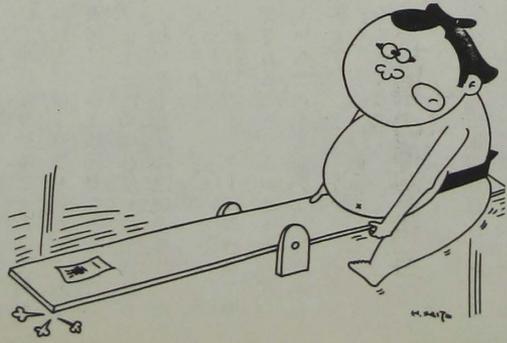
候補者の政策を直接聞けるよい機会ですので多数参加いたしましょう。

期日は後日おしらせします。

### 一票の重さ

関取もびっくり!!

斉藤久男



### 開票のとき・ところ

開票は次のとおり行います。指定された場所において開票状況を見ることが出来ます。開票所となる学校内をよこさないようお願いいたします。

とき 十月二十三日(日)

午後七時三十分

ところ 上田市立清明小学校校体 育館

### 寄付の禁止

### 個々面接

### 立候補手続き

# 明るい選挙で明るい未来



## 寄付の禁止

公職の候補者などは、時期や名目のいかんを問わず選挙区内にある人に対して寄付をすることは禁止されています。

候補者などとは、候補者、これから立候補しようとする意志がある人、本人の行動などから見て立候補の意志を有する人と認められる人、すでに公職にある人などを総称します。

### 禁止の一例

国会などの見学におみやげをくばる。花輪をおくる。供花。香典祝儀。お中元。お歳暮。入学祝。出産祝。お祭りの寄付。餞別。うちわ。カレンダー。他の選挙に選挙献金や政治献金をおくる。酒食の提供。正月など、自宅に来た者に酒食を提供する。給与の返上。色紙をおくる。表彰状に記念品をつける。協賛金。賛助金。催しのプログラムなどに協賛金などの支出。この外に多数の例があります。また、国や県や市町村などから補助金、利子補給などを受けたり請負契約や物品納入契約、その他特別の利益を伴う契約の当事者個人、会社、その他の法人などは寄付が禁止されています。

この場合、その相手方は候補者政党その他の政治団体であると問わないとされています。

## だれにもできる 選挙運動

### 選挙運動用はがき

選挙運動用として表示を受けたはがきを候補者からもらって知人などに出すことができます。

記載する内容については虚偽や公序良俗に反することのないかぎり自由です。

同一世帯内あての場合の表書きは連名でもよいが、工場、事業所会社などへ「御中」または「御一同様」などと書き回覧することはいけないことになっています。

このはがきは、必ず定められた郵便局に出すことになっています。

### 個人演説会

個人演説会で、応援演説することがができます。

### 個々面接

電車、バス、あるいは道路上でたまたま友人や知人に出会い、その機会を利用して投票を依頼することがあります。

### 立候補手続き

#### 説明会

○九月二十日午後一時三十分から  
○上田市役所四階選挙管理委員会  
室において

### 団体旅行の寄付や差し入れ



第一  
投票日、やむを得ない用事で、  
までの人。  
心臓、じん臓、呼吸器障害が  
期日は後日おしらせします。  
育館  
ところ上田市立清明小学校体



してはいけない

### 選挙運動

#### 戸別訪問の禁止

戸別訪問とは、選挙運動のために、連続して戸別に選挙人の居室を訪問することです。(官公庁、会社、工場、事業所なども戸別のなかにはいります。)

また、一戸だけ訪問してもその状況、内容などにより戸別とみなされることもありますし、玄関内にはいらず軒下、庭などであっても戸別訪問に該当します。単なるあいさつ、名刺をおいてあることなどもいけないことで、何人も戸別訪問することとはできません。この場合、立候補届出後であるか、立候補の決意前であるかは、同罪の成立に影響がないとされています。

#### 署名運動の禁止

選挙に関し投票をしてもらうため、または投票をさせない目

的で、選挙人に対し署名運動することは禁止されています。

#### 人気投票の公表の禁止

何人も、選挙に関し、公職に就くべき人を予想する人気投票の経過または結果を公表することは禁止されています。

#### 飲食物の提供の禁止

何人も、選挙運動に関してはその名目はどうであろうと、飲食物(なら加工しなくてもそのまま飲食に供し得るもの。たとえば、料理、弁当、酒、ビール、ジュース、果物、菓子など)を提供することはできません。

たとえば、候補者が選挙運動員や労務者を慰労する目的で飲食物を提供する。第三者が候補者を激励するために、陣中見舞として候補者などに飲食物を提供することはいけません。

陣中見舞に清酒をもつていきますがこれも含まれています。公職の候補者など寄付禁止の条項にふれる場合がありますのでじゅうぶん注意してください。ただし、お茶や日常もちいられている程度の菓子はさしつかえありません。

#### 氣勢を張る行為の禁止

何人も、選挙運動のために自動車をつらね、または隊ごをくみはち巻や旗などをたてて往来するなどは、氣勢を張る行為で禁止されています。

#### 買収饗応の禁止

選挙運動のため、選挙人または選挙運動者に対し、金銭、物品などをおくつたり、約束すること、また、飲食物を提供し、芝居や遊覧飛行に案内したり、その他相手方に慰安などを与えて欲待することは買収に該当します。

#### 選挙妨害の禁止

候補者について、デマをとばしたり、選挙人、候補者、選挙運動員などをおどかしたり、演説、集会、交通などを妨害したり、選挙用のポスターを破いたり、投票に干渉し棄権をすすめたりして選挙の自由をさまたげると選挙の自由妨害の罪となります。

#### 連呼行為の制限

病院、学校、立会演説会場などの付近では静かにするなどの制限があります。

#### 選挙後のあいさつ行為の制限

選挙後のあいさつ行為は期日の定めはなく、文章、口頭、会合などを利用してすることは制限されています。

#### ポスターの制限

無検印、無証紙のポスターを事業所、事務所などに掲示するため頒布する場合でも違反となります。

よく屋内用などといって無検印のものはよいといわれますがこれらはいっさい認められません。また、屋内用と称して窓の内側に貼付し通行人に見えるようなことは違反です。

「どならずには 市民は せんせん わからない」 佐藤 幸道



## 心がけよう きれいな選挙

上田市選挙管理委員会 (☎224100内線571有線②0901)

三歳児 食 診

# お知らせ



市民会館で行われた52年度戦没者追悼式で式辞を読む石井市長。

## 子供と老人を 交通事故から守ろう

### 秋の全国交通安全運動

九月二十一日から九月三十日まで、秋の全国交通安全運動が、歩行者、自転車利用者、特に子供と老人の交通事故防止、シートベルト着用の推進、夜間の交通事故防止を重点に実施されます。

上田市内でも、八月末までに三名の死者を数え、いたましい交通事故が増えています。

道路の正しい横断、ドライバーと歩行者のゆずりあいなど、正しい交通ルールを守って交通事故をおこさないようにしましょう。  
着けようシートベルト  
命の綱ともいわれているシート

ベルトは、その効果が広く認められているにもかかわらず、着用する人が意外に少ないのが現状です。運転者も同乗者も交通事故による被害を軽くするため、必ずシートベルトを着用する習慣をつけましょう。

#### シートベルト着用の四得

- 1、正しい運転姿勢になる。
- 2、疲労防止に役立つ
- 3、安心感ももてる。
- 4、衝撃を受けても死亡したりけがをすることが少ない。

9月21日～30日

## 子宮ガンの早期発見 婦人検診を 進んで受けよう

〈9月ガン制圧月間〉

九月は「ガン制圧月間」です。ガンは、医療技術の進歩により早く発見し、治療すれば完治することもじゅうぶん可能です。女性の皆さん次により婦人検診を受け、子宮ガンの早期発見、早期治療を心がけましょう。

#### 〈対象者〉

市内に住んでいる、おおむね三十五歳以上の婦人で、子宮ガンの検診を希望する人。

#### 〈検診方法・検診日〉

市が委託した医療機関で行い、日曜、祭日を除き毎日検診します。

#### 〈受診料・受診手続〉

一人千円です。検診を希望する人は、本人が希望する医療機関に行き、窓口で受診料を支払い、交付される婦人検診記録票に住所、氏名、生年月日、症状など必要事項を記入して受診してください。

どの付近では静かにするなどの制限があります。

## 家族そろって秋の大そうじ

秋の大そうじは、10月1日～31日までです。

家族そろって大そうじを行い、病害虫の発生源をなくし、清潔で、住みよい生活環境を築きましょう。

十月一日(土)、次の会場で登記無料相談所を開設します。  
当日は、市内の司法書士、土地家屋調査士がご相談に応じ、秘密は厳守しますのでお気軽にお出かけください。  
と き 十月一日(土)午前九時から午後四時まで。  
ところ 上田勤労者福祉センター 浦野公民館

お気軽にどうぞ  
無料登記  
相談所開設  
10月1日

〈結果の通知〉  
結果が判明次第、受診者あてに市から結果通知を送付します。  
〈お問合せ〉  
民生部保健予防課保健係 ☎ 241-0100 内線二八九有線 241-0721

### 乳児検診日程表

会場	上田市健康センター		塩田支所 2階会議室	川西社会福 祉センター
対象児	4か月児	9か月児	4 9 か月児	4 9 か月児
対象地区	塩川 尻田 泉神 神豊	東部 南中 北部 西部	塩川 尻田 泉神 神豊	東部 南中 北部 西部
対象児	52年6月生	52年1月生	52年6月生 52年1月生	52年6月生 52年1月生
10月	5日 12日	19日 26日	18日	11日

### 三歳児検診日程表

会場	上田市健康センター		塩田母子健 康センター
対象地区	新市内	旧市内	塩田全区
対象児	49年9月生		49年9-10月生
10月	13日	27日	28日

十月の乳児、三歳児検診を左表により行います。時間は、いずれも午後一時三十分から二時三十分母子健康手帳をお持ちください。

## 三歳児 乳児 検診



# テレビなどに 電波障害を 受けている人 ご相談ください

〈10月電波障害一掃運動月間〉

ラジオやステレオにアマチュア無線の電波が混信する。テレビの画面が乱れる。こんな電波障害にお悩みの人は、住所、氏名、電話番号、障害の内容などをハガキ、または電話で次の所へご連絡ください。

日本アマチュア無線連盟では、十月一日から三十一日までの「電波障害一掃運動月間」の一つとしてテレビ、ラジオ、ステレオなどに与える電波障害の苦情を受付、調査しますのでご協力をお願いします。

〈連絡先〉  
田中文雄 (〒386-01 市内蒼久保、市営住宅17号)  
社団法人日本アマチュア無線連盟  
信越地方事務局 (〒380 長野市県町477、富士井ビル内。☎長野②七六七六)

## 必ず受けよう犬の登録と予防注射

下表の日程により、犬の秋季予防注射と登録を行いますので、印鑑を持参のうえ飼犬を最寄りの会場へお連れください。

料 金＝1頭につき、注射1,000円、登録300円(つり銭のいらないようご協力ください)

この期間中に受けられない人は、11月1日(火)から11月15日(火)までの間に随時訪問して注射を行います。この場合は、訪問料として、1頭につき1,500円、2頭目から500円加算されます。

お問合せ＝民生部公害課環境指導係 (☎②4100内線294有線②0671)

### 第一次

月日	地区	時間	場所	獣医	月日	地区	時間	場所	獣医
10月3日 (月)	東部地区	9.00-9.40	踏入公会堂	上原	10月14日 (金)	川辺地区 城下	9.00-9.30	川辺町会館	上原
		10.00-11.00	常田会館	唐沢			9.50-10.20	御所公会堂	
	北部地区	9.00-10.10	新田区民会館	市村			10.40-11.30	三好町公会堂	
		10.30-11.00	明照会館	池田		10月17日 (月)	塩尻地区 西部	9.00-9.30	
9.00-9.40	西脇会館	池田	9.50-10.30	秋和公会堂					
10.00-11.00	新屋会館	市村	10.40-11.10	城北区民会館					
10月4日 (火)	西部地区	9.00-9.40	西脇会館	池田	10月18日 (火)		泉田地区 川辺	9.10-9.20	下半過公会堂
		10.00-11.00	新屋会館	市村		9.30-9.50		上半過公会堂	
	川辺地区	9.00-9.20	報恩寮前	田中		10.00-10.30		下之条公会堂	
	城下地区	9.30-10.30	諏訪形公会堂	唐沢		10.50-11.30	神畑公会堂		
10月5日 (水)	塩尻地区	9.00-9.30	下塩尻公会堂	池田	10月19日 (水)	神科地区	9.00-9.50	金井公会堂	上原
		9.50-10.50	上塩尻公会堂	市村			10.00-10.30	消防東北分署	
	城下地区	9.10-10.10	中之条公会堂	上原			10.50-11.20	岩門公会堂	
10月6日 (木)	神科地区	9.00-10.10	上野が丘公民館	秋山		10月20日 (木)	豊殿地区	9.10-9.40	
		10.30-11.20	市役所豊殿支所	田中	10.00-10.30			農協豊里支所	
	川西地区	9.00-9.50	小泉区民会館	市村	10.40-11.10			町吉田公会堂	
	泉田地区	10.10-11.00	泉田公民館	池田	10月21日 (金)		神川地区	9.00-9.30	農協神川支所
塩田地区	9.10-9.40	旧東塩田支所	萩原	9.50-10.30		下青木公会堂			
	10.00-11.00	市役所塩田支所	鳴海	10.50-11.30		大屋公会堂			
10月7日 (金)	神川地区	9.00-9.40	農協神川支所	上原		10月22日 (土)	塩田地区	9.10-9.40	上室賀基幹センター
		10.00-11.00	大屋公会堂	上原	10.00-10.30			下室賀生活センター	
	10.00-11.00	大屋公会堂	上原	10.50-11.30	市役所川西支所				
10月11日 (火)	塩田地区	9.10-9.50	西塩田授産所	岡島	10月23日 (日)		塩田地区	9.10-9.40	舞田公民館
		10.10-11.00	別所相染閣	鳴海		10.00-10.30		保野公民館	
	川西地区	9.00-10.00	市役所川西支所	上原		10.50-11.30		市役所塩田支所	
	10.20-10.50	旧室賀支所	池田	9.00-11.00		合同庁舎裏庭			
第二次	東部地区	9.00-9.40	常田会館	上原	全 市	全 市	9.00-11.00	合同庁舎裏庭	
		10.00-10.30	南天神町公会堂						
		10.50-11.30	市役所(別棟車庫前)						
	南部地区	9.00-9.30	上川原柳公会堂	池田					
		9.50-10.20	明照会館						
		10.40-11.30	新田区民会館						
	北部地区	9.00-9.30	上紺屋町公会堂	市村					
		9.50-10.20	西脇会館						
		10.40-11.20	新屋会館						

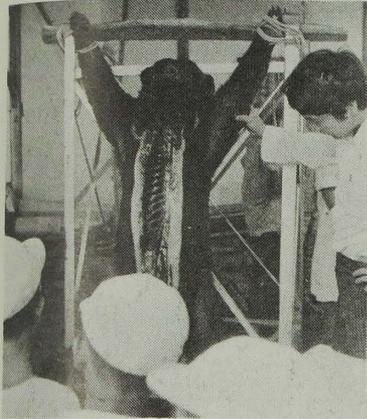
講  
女性と労働  
楽しく学  
真の寿命を  
働く婦人の  
(話と料理)  
家庭ででき  
(家族ででき  
むし歯予防  
(子供の

結核  
場  
10/3(月) 市役所  
10/4(火) 市役所  
10/5(水) 市役所  
10/6(木) 市役所  
10/7(金) 市役所  
10/11(火) 市役所  
10/12(水) 市役所

退治しよう

### クマ公二頭を捕獲 〈奈良尾と豊殿〉

9月3日豊殿の殿城山で45kgの熊が、同5日塩田の奈良尾で、95kgの熊が仕掛けたオリにかかり捕獲されました。(写真は、解体の始まった熊を見学する小学生)



### 川西公民館野排球大会 県民運動競技上小ブロック大会開く

8月28日、川西中学校、校庭と同体育館で川西地区公民館野排球大会が、陸上競技場など市の体育施設で県民運動競技上小ブロック大会が開かれ熱戦がくりひろげられました。

川西の野排球大会には、16チームが参加、野球は下室賀チーム、排球は岡チームが優勝。上小ブロック大会では、陸上、卓球、ソフトボールなどに各市町村の名譽をかけて競技が展開されました。



川西公民館大会であいさつする石井市長

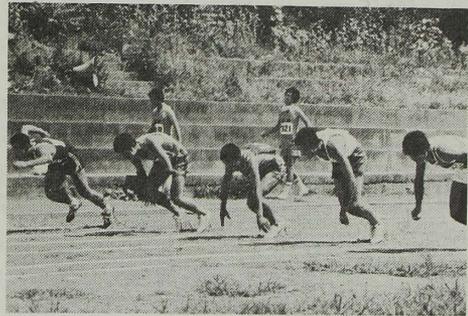


川西中学校体育館で熱戦を展開するバレー

まちの話題

まちの話題

まちの話題



陸上競技100m競走中学校男子の部のスタート

### 旧軍人関係の 援護法が一部改正

旧軍人関係の皆さん、恩給法の一部が改正されましたので、次に該当する皆さんは、市役所一階福祉事務所社会課社会係で早目に手続きしてください。

〈援護法の改正〉

1、障害者遺族特例年金の支給範囲の拡大。  
障害の程度が第二款症から第五款症の障害年金受給者が、公務傷病以外の病気で死亡された場合に

支給されます。年額九万円。  
2、遺族一時金が廃止され、年金化されました(十一月一日実施)

日華時変(昭和十二年七月七日)以降、障害年金受給者が公務傷病以外の病気で死亡された場合、その遺族の人に支給されます。  
特別項症(第一款症)年額十二万円。

第二款症(第五款症)年額九万円。  
3、戦没者の妻に対する特別給付金(十月一日実施)  
①昭和二十一年二月一日から昭和二十七年四月二十九日までに再婚し同二十八年七月三十一日までに再婚を解消された妻に支給されます。

②前回の戦傷妻特給(四十二年四月一日第二回号)を受給した妻で、戦傷病者が昭和四十八年四月一日以前に、公務傷病により死亡された人の妻に継続支給されます。

4、戦傷病者等の妻に対する特別給付金(十月一日実施)  
前回の戦傷妻特給(四十二年四月一日第二回号)の受給権者に継続支給されます。

5、戦没者の父母等に対する特別給付金  
①昭和二十一年二月一日から昭和二十七年四月二十九日までに再婚し、昭和二十八年七月三十一日

までに再婚を解消した父母で、子供のいない人に支給されます。

②前回戦没父母特給(四十七年十万円に号)の受給権者に継続支給されます。

6、戦没者等の遺族に対する特別弔慰金。

①満州事変(昭和六年九月十日)昭和十二年七月六日)間の死没者の遺族で、昭和五十年三月三十一日現在、遺族年金、公務扶助料等の受給権者のいない遺族に、十年間に二十万円の特別弔慰金が支給されます。

②戦没者の遺族で昭和五十年三月三十一日現在、遺族年金、公務扶助料等の受給権者のいない遺族のうち、三親等内の遺族に支給されます。

手続きの際は、証書などの資料をご持参ください。  
〈お問合せ〉  
福祉事務所社会課(☎②四一〇)内線三七八有線②〇八〇一)

### 訂正おわび

八月十六日発行の広報「うえだ」第七四九号「ご寄付お礼」の▽山極一郎様………かしは保育園は山極一郎様………若葉保育園、▽高野甚市様………かしは保育園は、高野甚市様………若葉保育園の誤りでした。  
おわびして訂正いたします。